

収 入
印 紙

産業廃棄物処理委託契約書

令和 年 月 日

住所
排出事業者 氏名 (法人にあっては名称) 代表者 印 (以下「甲」という。)

住所
処理業者 氏名 (法人にあっては名称) 代表者 印 (以下「乙」という。)

下記契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものを○で囲む。

- 契約区分
- 甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。
 - 甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の処分を乙に委託する。
 - 甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写し(複写機によるコピー)を保有する。

甲及び乙は、下記<委託業務の内容>に記載された産業廃棄物の収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うため、この契約書、産業廃棄物処理委託契約約款及び本契約書貼付の書類によって産業廃棄物委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

乙の事業範囲

許可区分	収集・運搬
積込場所(発生場所等)	
運搬先(処分場所等)	檜山郡江差町字砂川419番、420番、外
産業廃棄物の事業の範囲(許可品目等)	北海道 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処理するために処理したもの(以上のうち工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた石綿含有産業廃棄物を含む。)
特別管理産業廃棄物の事業の範囲(許可品目等)	北海道 廃石綿等
許可区分	処分
産業廃棄物の事業の範囲(許可品目等)	中間処理 破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物であるもの(水銀回収義務のないものに限る)を含む RPFの製造：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くずの選別施設 金属くずの圧縮施設 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)の減容施設
	最終処分 埋立：(燃え殻、汚泥、(含水率85%以下に限る)、廃油(ケルヒツに限り)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、木くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず(石綿含有産業廃棄物を含む)、金属くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの
特別管理産業廃棄物の事業の範囲(許可品目等)	最終処分 埋立：(廃石綿等)

※乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証写しを甲に提出するものとする。

産業廃棄物処理委託契約約款

- 第1条(法の遵守)
甲及び乙は、処理業務遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
- 第2条(委託内容)
1 委託内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を<委託業務の内容>に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車輛で適正に運搬する。
2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を<委託業務の内容>に示す処理方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 第3条(適正処理に必要な情報の提供)
1 甲は、産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、<委託業務の内容>の適正処理に必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。
2 甲は、<委託業務の内容>の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドラインーWDSガイドライン」(平成18年3月)を参照)を参考に、書面にて提供しなければならない。
3 甲は、平成18年7月1日以降に製造された廃パーソナルコンピュータ、廃ユニットエアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機に日本工業規格C0950に規定する含有マークが付されたものである場合にはその旨を乙に通知しなければならない。
4 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
5 甲が乙に委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物場合には、その旨を<委託業務の内容>(3)の適正処理に必要な情報のその他欄に記入する。
- 第4条(甲乙の責任範囲)
1 乙の責任範囲は、次のとおりとする。
(1)委託業務が契約区分1(収集・運搬)の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで法令に基づき適正に処理すること。
(2)委託業務が契約区分2(処分)の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
(3)委託業務が契約区分3(収集・運搬及び処分)の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
2 乙は甲に対し、前項各号のいずれかの業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3 乙が第1項各号のいずれかの業務の過程において乙又は第三者に損害が発生した場合に乙に過失がない場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 第5条(再委託の禁止)
乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。
- 第6条(権利・義務の譲渡等)
乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。
- 第7条(委託業務終了報告)
乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じた manifests B2、B4、B6票で、処分業務については、D票又はE票で代えることができる。
- 第8条(委託料の請求及び支払い)
1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する委託料については、数量に<委託業務の内容>(3)に定める単価を乗じた額に消費税及び地方消費税並びに循環税を加算した合計額とする。
2 乙は、前項の規定による通知を受けたときには、甲に対して第1項により算出した委託料を請求するものとする。
3 甲は、前項の規定による請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
4 甲は、その責めに帰する理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払い額につき、その遅延日数に応じ、法定利率(年2.5%)の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 第9条(内容の変更)
甲及び乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。また、第3条第4項の場合も同様とする。
- 第10条(機密保持)
甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。
- 第11条(契約解除)
甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
(1)乙の義務違反により甲が解除した場合
甲は乙に対し、乙の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、甲は乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、乙の費用をもって当該産業廃棄物を引取り、乙の責任により処理を行うものとする。また、乙は甲からの当該産業廃棄物の引取りの請求に対し従わなければならない。
(2)甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
(3)甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 第12条(協議)
本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

特約(報酬の支払方法その他協議事項)

